

各教育事務所（地域事務所）教育（教育学事）班長 殿

義務教育課管理班長

平成 23 年度小・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）学級編
制（変更）及び教員定数変更の取扱と事務手続きについて

このことについて、東北地方太平洋沖地震による被害が甚大なため、下記により事務
手続きを進める予定ですので承知願います。

記

1 平成 23 年 4 月 1 日以降の学級編制及び教職員定数変更の取り扱いについて

(1) 変更事務の取扱については別紙参照のこと。

(2) 学級編制及び教職員定数の変更

変更時期	学級編制	教職員定数
4 月 1 日現在	在籍児童生徒数に基づき 所用の変更手続を行うこ と。 ただし、震災により基準 によらない弾力的な学級編 制を行う必要があるとき は、書面による変更協議を する前に義務教育課に連絡 すること。	①被災のため転学した児童生徒の取 り扱い ・転学前の学校に在籍しているも のとして、定数を算定する。 ・転学先の学校においては、通常の 転学の場合と同様に定数を算定す る。 ②被災以外の事由により転学した児 童生徒の取り扱い ・通常の例による。
4 月 入学式・ 始業式 の日現在	在籍児童生徒数に基づき 所用の変更手続を行うこ と。 ただし、震災により基準 によらない弾力的な学級編 制を行う必要があるとき は、書面による変更協議を する前に義務教育課に連絡 すること。	①被災のため転学した児童生徒の取 り扱い ・転学前の学校に在籍しているも のとして、定数を算定する。 ・転学先の学校においては、通常の 転学の場合と同様に定数を算定す る。 ②被災以外の事由により転学した児 童生徒の取り扱い ・通常の例による。
4 月 入学式・ 始業式 の日の 翌日以降	在籍児童数に基づき所用 の変更協議を行うこと。学 級減の場合で、特別の理由 がある場合は申請により学 級維持も可とする。 ただし、震災により基準 によらない弾力的な学級編 制を行う必要があるとき は、書面による変更協議を する前に義務教育課に連絡 すること。	①被災のため転学した児童生徒の取 り扱い ・転学前の学校に在籍しているも のとして、定数を算定する。 ・転学先の学校においては、通常の 転学の場合と同様に定数を算定す る。 ②被災以外の事由により転学した児 童生徒の取り扱い ・通常の例による。 ただし、定数が減となる場合にお いて、特別な理由がある場合は申請 により継続配置も可とする。

2. 平成23年度児童生徒数の報告

- (1) 平成23年3月4日付け義号外「平成23年4月1日以降の小・中学校児童生徒数について(依頼)」により報告をすること。
- (2) 平成23年4月1日現在で、児童生徒数の把握が困難である市町村においては報告を要しない。
- (3) 平成23年4月入学式・始業式以降の報告については、下記による事とするが、後日改めて通知する予定であること。
 - イ 現在籍児童生徒数に基づく報告
 - ロ 被災前の児童生徒数に基づく報告
 - イ) 被災した児童生徒の転学については、転学前の学校に在籍しているものとする。
 - ロ) 通常の転学による場合については、従前の通りとする。

担当：宮城県教育庁 義務教育課管理班 主幹 早坂利昭 TEL：022-211-3642 FAX：022-211-3691 E-mail： hayasaka-to949@pref.miyagi.jp
--

学級編制(変更)及び教員定数変更の取扱と事務手続きについて	
※変更協議書は、変更期日(同意日)の10日前(前月の20日)まで提出 この間の同意日は毎月1日(8月は2学期の始業日(2学期前の学校においては、夏季休業日後の最初の授業日))	
3/1 当初の協議	4/1 基準日
4/9頃 始業式・入学式	5/1 確定日
10/1 又は 2学期始業日	12/1 新設最終日
学級編制 ①標準法(40人) ②学級編制弾力化(35人) ③特別支援学級	※1 ①【変更協議】 ※2 ②【変更協議】 ③【変更協議】…特別支援学級の増減(新設・廃級)
定数配当 ⑤学級数減の場合	※3 ⑤【減配当】申請により継続配置 ※3 ⑤【減配当】申請により継続配置
留意事項 ※1 在籍児童生徒数と学級編制について 転入により1学級41人になっても、学級編制の変更は必須ではない。 申し出による学級編制弾力化により、現学級数を維持することが可能。 (例) 5月1日 3年生80人 2学級 (40人・40人) ↓ 7月1日 3年生81人 2学級 (41人・40人)	※2 学級編制弾力化事業(少人数学級)について 事業の対象は、5月1日に確定。 始業日以降の児童生徒数減により、当該事業の対象外となり学級編制変更(学級数減)となることがあるので注意。 (例) 4月9日 1年生71人 3学級 (24人・24人・23人) ↓ 5月1日 1年生70人 2学級 (35人・35人)
	※3 学級編制変更と定数配当について 学級編制変更(学級数の増減)に連動して、定数配当も増減するとは限らない。 (例) 学級数減の場合は、定数減。年度途中は、特別の理由がある場合は申請により、継続配置。 ただし、学級編制弾力化事業に係る加配は減。